

旭川医科大学病院卒後臨床研修センター要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和3年11月25日病院長裁定)

旭川医科大学病院卒後臨床研修センター要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院卒後臨床研修センター要項（平成21年2月18日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(センター長)</p> <p>第5 センターにセンター長を置き、<u>本学</u>の教授のうちから病院長が指名する者をもって充てる。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和3年11月25日から実施し、改正後の第5第1項の規定は、令和3年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>センター長の選考に関し、より柔軟性を図るため所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(センター長)</p> <p>第5 センターにセンター長を置き、<u>病院におかれる部署</u>の教授のうちから病院長が指名する者をもって充てる。</p> <p>(略)</p>